

## 主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

本件抗告の趣旨は別紙「特別抗告の申立」と題する書面記載のとおりである。

所論は、原決定に対し単なる法令違反、事実誤認を主張するものであつて、刑訴法四三三条、四〇五条の抗告理由に当らない（なお、所論各資料につき、いずれも同法四三五条六号にいう証拠を「あらたに発見した」ものとすることは相当でなく、また「明らかな証拠」に当るとすることもできないとした原審の判断は正当である）。

よつて、同四三四条、四二六条に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和四〇年五月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	山	田	作	之 助
裁判官	草	鹿	浅	之 介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外